



Title	民法入門 (平成18年度)
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/8395">http://hdl.handle.net/2115/8395</a>
Rights(URL)	<a href="http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a>
Type	learningobject
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	10.pdf (第10回レジュメ)



[Instructions for use](#)

契約をめぐるトラブルと不法行為 (その3)

《附随的トラブル・受領の拒絶と危険負担》

8 受領の拒絶をめぐる問題状況と債務者保護のための諸制度

a 問題状況：債務を履行しようとしているのに、債権者が受け取ってくれない。

b 債務者保護のための諸制度 - 各制度の基本的な目的 -

弁済の提供 (492-493 条)：不履行責任を追及されなくなる。

受領遅滞 (413 条)：受け取らない債権者の責任を追及する。

供託 (494 条以下)：( )と同じ効果の他、履行したことになる場合もある。

9 各制度の具体的内容 - 各々の制度はどんな独自の効果を持っているのか? -

a 「弁済の提供」の意義と効果

制度趣旨 (492 条) - 弁済の提供をすると、どんなメリットがあるのか? -

(1) ディフェンス面 (もうこんな不利益は受けない)：損害賠償責任 (415 条)を負わない、契約を解除されない等。

(2) 附・オフense面 (こんな御利益もある)：相手方は同時履行の抗弁権を喪失する (533 条)。解除したり、損害賠償を相手方に求められる。

弁済の提供の要件 (493 条)：現実の提供 (原則) と口頭の提供 (例外)。

b 「受領遅滞」の意義と効果 (413 条。条文が明確でないので、議論が多い。)

2 種類の効果 - 弱い効果と強い効果 -

(1) 弱い効果：保管義務の軽減 (善管注意義務から自己のものと同じの注意義務へ)、危険負担の移転 (不可抗力の場合の処理)、増加弁済費用の求償。

(2) 強い効果：債権者への損害賠償責任の追及、債務者による契約の解除。

\* 債権者には受領義務があると考えて、はじめてこの効果は正当化できる。

受領遅滞となるための要件 - 効果論との連動 -

(1) 弱い効果：弁済の提供 + 不受領 (実は a と同じ。)

(2) 強い効果：弁済の提供 + 不受領 + 債権者の帰責事由 (= 普通の債務不履行)。

(3) 附・判例理論：通常は弱い効果のみだが、受領義務があるなら強い効果も。

c 「供託」の意義と効果（494条以下）

供託とは：供託所に持って行って、預かってもらう。

供託の効果（独自の存在意義）：保管義務の消滅、担保権の消滅。

10 危険負担制度の意義 - 「不幸」の公平な分担に向けて -

a 問題状況：債務者の帰責事由に基づかざる履行不能

【実例1】売買契約：買った建物が渡してもらう前に大地震で潰れた。

買主はそれでも代金を払わねばならないであろうか。

【実例2】賃貸借契約：住むはずだった建物が引越前に大地震で潰れた。

賃借人はそれでも賃料を払わねばならないであろうか。

【実例3】雇傭契約：勤めていた工場が大地震で潰れた。

雇主はそれでも賃金を払わねばならないであろうか。

b 危険（=不幸）の分担方法

原則：当事者の決め方（=契約自由の原則）。

例外：当事者が決めていなかった場合の処理（534-536条）。

(1) 【実例1】（売買）の解決方法（534条）

) 解決方法：買主はそれでも代金を支払うべし。

) 解決方法の背景：特定物の場合、引渡前でも、買った時点で買主がその物の所有者になっているはず（転売も可能）。壊れたのは買主の物である。

) 用語法・「債権者主義」：物を渡せという側（=消滅した債権の債権者）が危険を負担する。

(2) 【実例2】（賃貸借）【実例3】（雇傭）の解決方法（536条）。

) 解決方法：払わなくてよい。

) 解決方法の背景：使うことが目的の契約で、しかし、使えなかったから。

) 用語法・「債務者主義」：消滅した債権における債務者が危険を負担する。

(3) 附・債権者主義の妥当性と代償請求権：(1)に対する立法例は分かれる。

\* (1)の例で、もし債務者が建物に保険をかけていた場合、債務者は代金と保険金を手にすることとなり（=二重取り）、妥当でない。そこで、債権者が債務者から保険金をもらえるようにする（=代償請求権）。